

## 基本計画部会

### 第2ワーキンググループ 報告書（案）

阿部 正浩  
岩本 康志  
大守 隆  
岡室 博之  
黒田 昌裕  
田辺 孝二  
富浦 英一  
中村 洋一  
野村 浩二  
櫛 浩一  
◎舟岡 史雄  
三輪 芳朗  
門間 一夫  
山澤 成康  
吉岡 完治

（◎：座長）

平成 20 年 8 月



# 目次

1. 経済統計整備の考え方.....	1
2. 国民経済計算の整備と一次統計との連携強化.....	3
(1) 国民経済計算の推計枠組みに関する諸課題.....	4
➤ 産業連関表（基本表）を含む国民経済計算体系における連携の強化.....	4
➤ 国際基準への対応.....	4
➤ 分類体系のあり方.....	5
(2) 国民経済計算の基準年次推計に関する諸課題.....	5
➤ 国民経済計算と産業連関表（基本表）のベンチマーク表の整合性確保.....	5
➤ 制度部門・産業別クロス・ベンチマーク推計の実施.....	6
➤ 基本価格による産業連関表（基本表）、国民経済計算の推計.....	6
➤ 経済センサスにおける中間投入構造の把握.....	6
(3) 国民経済計算の年次推計に関する諸課題.....	7
➤ 三面アプローチによる GDP 推計とその調整フレームワーク.....	7
➤ 年次産業連関表の整合性確保.....	7
➤ コモ法の構造的課題.....	8
➤ 基礎統計整備に向けた検討.....	8
➤ 価格体系についての検討.....	9
(4) 国民経済計算の四半期推計（QE）に関する諸課題.....	9
◎主として推計方法に関する課題（主に1年以内の短期的取り組みを展望）.....	9
➤ リビジョン・スタディの必要性.....	9
➤ 季節調整・四半期パターンの問題.....	9
➤ 基礎統計のノイズ処理.....	10
➤ QE 推計に用いる基礎統計の選択.....	10
➤ QE 推計における FISIM 導入.....	11
➤ GDP 統計の透明性向上、利便性改善.....	11
➤ 基礎統計の公表早期化.....	11
◎基礎統計の整備に関する課題（主に、2～5年程度の中期的取り組みを展望）.....	12
➤ 消費関連の基礎統計.....	12
➤ 設備投資関連の基礎統計.....	12
➤ 公的需要関連の基礎統計.....	12
➤ 生産関連統計.....	13
➤ サービス関連統計.....	13
➤ 分配サイドの基礎統計.....	13
3. ビジネスレジスターの構築.....	14
➤ 母集団名簿情報の的確な整備.....	15

➤	ビジネスレジスターの充実と拡張	15
4.	経済社会の変化等に対応した統計の重点的な整備	16
(1)	サービス活動に係る統計の整備・充実	16
◎	情報通信サービスに関する統計の整備	16
➤	情報通信業の2省連携による包括的な統計調査	17
➤	情報通信の利用に係る統計の改善	17
➤	情報通信分野の統計担当職員の専門性の向上	17
◎	知的財産活動に関する統計の整備	18
➤	「知的財産活動調査」の充実	18
➤	知的財産活動に係る統計の高度利用	18
➤	知的財産活動と活動成果を捉えるための企業グループ統計の整備	18
➤	人的資産への投資に関する統計情報の整備	19
◎	サービス活動を適切に捉えるための検討	19
◎	企業のサービス活動（組織内活動と業務外部化）に関する統計の整備	20
➤	事業所に係る既存の統計の改善	20
➤	「企業活動基本調査」等の企業に係る統計の充実	21
➤	持株会社に係る統計の作成	21
(2)	新たに整備することが必要な統計分野	21
◎	環境統計の段階的な整備	21
➤	温室効果ガスに関する統計の整備	22
➤	廃棄物・副産物の把握に関する統計の整備	22
➤	環境（CO <sub>2</sub> 、廃棄物）分析用産業連関表（加工）の作成	23
➤	領域環境の統計情報	23
◎	観光に関する統計の整備	23
➤	国が行う統計調査の充実・整備	24
➤	都道府県観光統計の統一基準の作成及び運用	24
➤	観光サテライト勘定（TSA）の充実	25
(3)	企業活動の変化等に対応した統計の整備	25
◎	労働統計の整備	25
➤	Employee-employer データの作成	25
➤	非正規雇用者の実態把握	25
➤	地域別の失業構造の把握	26
➤	労働市場のフロー統計の充実	26
➤	雇用創出・消失指標の開発	27
➤	公共職業安定所以外のルートも含めた労働需給の把握	27
◎	グローバル化関連統計の整備	27
➤	貿易に係る情報の高度利用	27

➤ 海外現地法人に関する母集団情報の充実 .....	28
(4) 国の基盤の実情を明らかにする統計情報の把握 .....	28
◎ <u>財政統計の整備</u> .....	28
➤ 政府諸機関分類の国際基準との調和 .....	29
➤ 政府財政統計（GFS）の整備 .....	29
➤ 政府支出の機能別2桁分類（COFOG）の整備 .....	30
➤ 社会保障統計と財政統計の調和 .....	30
◎ <u>ストック統計の整備</u> .....	30
➤ スtock統計のフレームワークの再設計 .....	30
➤ スtock統計のための基礎統計整備 .....	31
5. 既存の主な統計の点検・評価 .....	32
(1) 利用者サイドの視点に立った産業統計の業種横断的な整備 .....	32
➤ 企業活動に係る包括的な統計の構築 .....	32
➤ モノの生産活動に係る統計の共通化 .....	33
(2) <b>基幹統計についての検討</b> .....	34
➤ 現行の指定統計で基幹統計とすべき統計 .....	34
➤ 新たに基幹統計とすべき統計 .....	35
➤ 将来、基幹統計に指定することを検討すべき統計 .....	36
➤ 現行の指定統計で基幹統計とすべきでない統計 .....	37

## 1．経済統計整備の考え方

経済統計は国民が経済活動に携わる上で欠かすことのできない公共財である。ビジネスにおいては、経営の適切な意思決定を行う上で、経済の現状を的確に把握し、将来を見通すための基礎的な情報である。生活者の立場としては、日々の暮らしを営む上で、物価の動き、所得の変化、失業率、そして環境問題などが気になるところである。一方、経済学者やエコノミストにとっては、研究や分析を行う上で経済統計は欠かせない。経済学の進歩の背景の一つとして、統計資料の利活用の拡大とコンピュータの進歩があることはいままでもない。そして、国民の福祉向上を目指して経済政策を実行する行政機関にとって、経済統計は政策の企画・立案のための基礎的情報であり、同時に国家の健康診断結果を明らかにする情報である。どこに異常があるか見出し、事実証拠に基づく政策（evidence-based policy）を立案・実施するためにスピーディーで適切な統計の作成は必須ともいうべきものだろう。

こうした理念のもと、昨年5月、統計法が昭和22年に制定されてから実に60年ぶりに全面的に改正された。この間、日本経済は大きな時代の変化を経験してきたが、経済統計はそれをどこまで的確にとらえ、国民の前に示してきたのだろうか。今回の基本計画の策定は、これまで経済・社会の変化に必ずしも十分対応してこなかった経済統計が抱える課題を明らかにし、その解決への道を示すことである。

課題は一次統計サイドと加工統計サイドの両面に存在する。たとえば、60年間の大きな変化のひとつは経済のサービス化の進展である。今やGDPの約7割を占めるに至ったサービス業について、その活動内容を明らかにし、質と量を適切に把握するための一次統計の整備状況はきわめて不十分といわざるを得ない。また、バブル経済の崩壊をひとつの契機として社会が大きな変革を見せる中で、現行の統計が適時かつ的確な経済の健康診断結果を示してきたとはいいづらい。地球規模で深刻さを増してきた環境問題、派遣労働者やフリーターに代表される働き方の多様化、経済のグローバル化等に伴う企業の組織変革、そしてこれまでの発展のひずみとして積み上がった巨額の財政赤字など、適切な政策を実行するために経済統計によって明らかにされるべき分野は数多くある。

他方、加工統計サイドでは、国内のみならず海外からの注目度も高い国民経済計算（SNA）の整備が中心的な課題である。SNA統計は企業や家計を対象として作られた一次統計等を加工・集計して作成される。したがって、精度の高いSNA統計を作成するためには、推計方法自体の改善に加え、一次統計との連携が何よりも重要であるが、これまでこうした視点からの両者の連携強化策が十分に成果を上げてきたとはいいがたい。

経済統計に突きつけられたこれらの課題を解決していくためには、統計作成の基盤を整備しておく必要がある。まず、統計調査環境が年々悪化する中であって、統計のために使用する情報を最大限に有効かつ高度に利用することである。統計は必ずしも調査によってのみ作られるものではない。行政機関の内部には、通常業務を通じて国民から集められた様々な情報が蓄積されている。そうした情報を厳格な情報管理体制のもとで統計に有効活用し、必

要性の乏しい調査を省くことが肝要である。次に、日本の分散型統計システムの弊害としてしばしば指摘される省庁間での重複調査を見直すとともに、類似調査を統合し、少ない資源で利用しやすい統計作成を目指さなければならない。そして、なにより統計が国民の税金によって賄われているという点を厳粛に受け止め、どのような経済統計に対してニーズがあるかを知るために、統計需要に関する調査研究を早急に開始する必要がある。

経済統計へのニーズに的確に応えるためには、現在のリソースを活用するだけでは限界がある。日本の統計作成部門は度重なる行政スリム化の結果、他の先進国と比べてもその陣容がきわめて弱体化していることは否めない。たとえば、日本の中央官庁における統計職員数（約6千人）は米国のほぼ半数にすぎない。SNA統計を作成している内閣府の国民経済計算部の人員に至ってはわずか52名で、これも米国の半数、イギリスの5分の1である。こうしたリソースの不足によって、日本が国際機関を中心に次々と進められている経済統計改革の流れに乗り遅れ、世界の統計システムにおいてリーダーシップを発揮できずにいる状況を日本政府は深刻に受け止めるべきである。

ここで本報告書の内容を簡単に要約しておく。

第2節は、「国民経済計算の整備と一次統計との連携強化」である。国内総生産（GDP）に代表されるSNA統計は、一国全体の経済状況を鳥瞰する上で重要というだけではなく、各種経済統計を統合的に整備するための体系の一つとして位置づけることができる。内容はSNA統計の枠組みに関する議論に始まり、5年毎の基準年次推計、年次推計、そして四半期推計（QE）と続く。基準年次推計では同じく5年毎の「産業連関表基本表」ならびに「経済センサス」との望ましいコラボレーションの姿が主たるテーマとなる。四半期推計では、一次統計の季節調整やノイズ処理の方法、推計のための基礎統計の整備などの内容が含まれる。

第3節のテーマは「ビジネスレジスターの構築」である。ここでは、限られた資源のもとで精度の高い一次統計を作成するために欠かせない正確かつアップデートされた母集団情報の整備と各種統計調査結果及び行政記録情報を登録することにより、新たな統計の作成をも可能とするビジネスレジスターの構築について言及される。

第4節は「経済社会の変化等に対応した統計の重点的な整備」というタイトルのもと、4つのサブ・セクションから構成される。

第1は「サービス活動に係る統計の整備・充実」であり、内容は以下に示す4分野から構成される。一つ目は「情報通信サービスに関する統計の整備」である。高度情報通信ネットワーク社会のもとで情報通信サービスの生産ならびに利用は多様な広がりを見せている。その実態は省庁の垣根を越えた統計によって網羅的に把握されなければならない。二つ目は「知的財産活動に関する統計の整備」である。企業による知的財産活動は創造、保有、そして活用の三面から捉えることが望ましい。技術立国を目指す日本にとって、知的財産活動の状況を明らかにする統計は欠くことができない。三つ目は、「サービス活動を適切に捉えるための検討」である。アウトプットと価格の測定が困難なサービスについて、将来の望ましい統計作成へむけて基礎となる研究の必要性に言及している。そして四つ目は「企業のサービス活動に関する統計の整備」である。企業組織が多様化するなかで、企業や企業グループ内での

サービス活動やアウトソーシングの状況などを明らかにする統計の重要性を指摘している。

第2は「新たに整備することが必要な統計分野」として環境と観光をとりあげる。地球環境問題の重要性は論を俟たない。先の洞爺湖サミットの主たる課題となったことから明らかなように、これは日本のみならず世界的な最重要課題である。一方、観光統計は、2007年のいわゆる「骨太の方針」に示された「観光立国の推進」を実行する上でも、現状把握と将来へ向けての政策立案のために必要とされる統計である。

第3は「企業活動の変化等に対応した統計の整備」であり、二つの分野からなる。ひとつは「労働統計の整備」である。周知のように、時代の変化とともに労働市場は大きく変容を遂げている。働き方が多様化していることに加えて、労働需給の経路が多様化している。現行の労働統計によって、労働市場の実態が十分に把握されているとは言いがたく、こうした課題に答えるべく労働統計の改善案を提示している。もうひとつは「グローバル化関連統計の整備」である。ここでの主たる指摘は企業の海外取引に関する行政記録情報と既存統計とのリンケージである。これによって貿易統計の充実が図られると同時に、日本企業の海外での活動がより正確に把握可能となる。

第4は「国の基盤の実情を明らかにする統計情報の把握」である。内容は財政統計とストック統計からなる。財政統計については、国民からの税金を主たる財源とする公的部門の活動内容を明らかにし、その財務状況を国民に公開することが整備の根拠とされる。それは巨額の財政赤字を抱える日本にとって特に重要な意味を持つと同時に、IMFやOECDなどの国際機関から海外との比較可能な財政統計の整備を要請されていることから早急に着手すべき課題といえる。ストック統計については、住宅や建物などに関する物的ストック量の把握だけでなく、設備投資調査の充実とともに恒久棚卸法やビンテージ・モデルなど経済学の理論に基づくフローからの積み上げとしてのストック統計の作成も推進し、両者の連携を図ることの重要性が指摘されている。

第5節は「既存の主な統計の点検・評価」である。ここでは各省庁で分散的に実施している類似の統計を産業横断的に統合し、限られたリソースを有効に活用しつつユーザーの利便性向上を図るための方策を提示する。具体的には、各種企業統計を体系的に整備することと生産動態統計を一本化する方向が提示されている。また、平成21年4月の新統計法全面施行とともに指定されるべき基幹統計、そして将来的に基幹統計として指定されるべき統計が提示されている。

## 2. 国民経済計算の整備と一次統計との連携強化

新しい統計法において、加工統計である国民経済計算は基幹統計として明記されている。その意味するところは、国民経済計算作成のための基礎となる一次統計との整合性を高め、精度の高い推計値の公表を目指すことに他ならない。加工統計と一次統計の有機的な連携のためには、加工統計構築のために必要な基礎統計整備の検討という視点と



ともに、それを可能とするような加工統計体系の構造的検討もまた重要である。さらに、93SNA をベースとする国連基準への速やかな対応も日本の国民経済計算にとって喫緊の課題である。

本節では、こうした問題意識のもと、5年毎の基準年次推計、毎年の年次推計、そして四半期推計の順に国民経済計算改善のための方策について検討を加える。また広義の日本の国民経済計算体系として、産業連関表（基本表）、国際収支表、「民間企業資本ストック」などを含んだ、より包括的な体系（注）における構造、概念、分類体系及び計数における内部整合性の確保も重要な問題意識として捉えられている。統計委員会国民経済計算部会において、広義の国民経済計算体系の整合性確保を図るための調査審議を行うこととする。

（注）社会会計の体系としてのSNA自体と、これに準拠して構築される作成基準体系及びその推計値・統計との区別を明確にするため、日本の国民経済計算体系をJSNA、そのうち年次推計（Annual National Accounts）をJSNA-ANA、四半期推計（Quarterly National Accounts）をJSNA-QNAと表章する。なお本報告書では、日本の慣習によりJSNA-QNAはQE（Quarterly Estimates）とも呼称されている。

## （1）国民経済計算の推計枠組みに関する諸課題

### ➤ 産業連関表（基本表）を含む国民経済計算体系における連携の強化

#### 【基本的な考え方】

- 産業連関表（基本表）に関する専門的見地からの検討は、これまで産業連関技術委員会（産業連関部局長会議決定に基づき設置されている技術的助言を行う機関）が担って来た。しかし体系としてより整合的な公的統計の整備を行うためには、加工統計と一次統計、或いは加工統計相互（「国民経済計算年報」と「産業連関表（基本表）」など）の一層の連携を図るための検討を行うことが不可欠である。

#### 【具体的な対応】

- 上記の加工統計と一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表専門委員会（仮称）を設置し、狭義の国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う（平成21年度中に設置する）。

### ➤ 国際基準への対応

#### 【基本的な考え方】

- 広義の国民経済計算において、国際的な比較可能性は極めて重要である。そうした観点から、国際連合の新しい基準として現在検討されている93SNAの改定への対応を含め、68SNAおよび93SNAから未だ対応していない課題、整備していない勘定について、早期に対応することが重要である。

#### 【具体的な対応】

- 内閣府は、固定資本減耗の時価評価（現在は簿価評価）につき、改訂される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る（平成 17 年基準改定時）。産業連関表（基本表）作成府省は、産業連関表（基本表）についても、その推計値に基づき導入を行う（平成 22 年表作成時）。
- 内閣府は、FISIM（間接的に計測される金融サービス）（現在は参考系列）につき、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する（平成 17 年基準改定時）。
- 内閣府は、自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う（平成 17 年基準改定時）。
- 内閣府は、一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題の指摘されている現行推計の改訂を行う（平成 17 年基準改定時）。
- 内閣府及び産業連関表（基本表）作成府省は、公的部門の分類について、総務省をはじめとする関係府省等の協力を得て、93SNA の改定で示された判断基準に即して分類・格付けを見直すとともに、統一化を図る（平成 17 年基準改定、平成 22 年表作成時）。
- 内閣府は、国民経済計算における制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて検討を行う（平成 22 年基準改定時における導入を目指す）。
- 内閣府は、国民経済計算において、93SNA の改定について可能な限り早期に対応する（平成 22 年基準改定を待たずとも、可能なものから年次改定において対応）。

#### ➤ 分類体系のあり方

##### 【基本的な考え方】

- 日本標準産業分類および日本標準商品分類の改定にあたっては、国際産業分類（ISIC）および中央生産物分類（CPC）などとの整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保することが望まれる。
- 産業分類および商品（生産物）分類は、各種経済統計の基準としてきわめて重要である。したがって、分類体系は、経済統計にかんする基本計画の内容と整合的でないといけない。

##### 【具体的な対応】

- 上記の考え方にに基づき、総務省政策統括官（統計基準担当）は、各種分類体系の改定に当たっては、一次統計から加工統計までの経済統計の体系的整備に係る基本計画との整合性について十分留意しなければならない。

## （2）国民経済計算の基準年次推計に関する諸課題

#### ➤ 国民経済計算と産業連関表（基本表）のベンチマーク表の整合性確保

##### 【基本的な考え方】

- 国民経済計算の基準年次推計のベンチマークとなる使用表（U 表）は、商品×商品表

(X 表) である現在の産業連関表(基本表)を所与とした上で、一定の仮定を置いて作成するという二段階推計を行っているため、バイアスが生じている可能性がある。国民経済計算と産業連関表(基本表)のベンチマーク推計について整合性の確保を図ることが適切。

**【具体的な対応】**

- 国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成部局は、詳細な使用・供給表とX表からなる体系(SUT/IOT)に移行することについて検討する(平成21年度から開始)。

➤ 制度部門・産業別クロス・ベンチマーク推計の実施

**【基本的な考え方】**

- 我が国の国民経済計算において整備されていない所得面からのGDP推計などを行うためには、付加価値における個人企業と法人企業の区別が重要であり、基準年次推計においてそのためのベンチマークが得られている必要がある。

**【具体的な対応】**

- 内閣府は、制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計のベンチマークとなる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表(固定資本マトリックス)など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する(平成22年基準改定時における導入を目指す)。

➤ 基本価格による産業連関表(基本表)、国民経済計算の推計

**【基本的な考え方】**

- 現行の産業連関表(基本表)は消費税を含むグロス表示となっており、日本のGDP推計値は市場価格(market price)及び要素費用(factor cost)での表示によっている。国際比較のためには、SNAにおいて勧告されている基本価格(basic price)による推計への対応が必要である。

**【具体的な対応】**

- 国民経済計算及び産業連関表(基本表)作成府省は、間接税・補助金に関する基礎データ、各種一次統計における間接税取り扱いの再検討とともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向けた検討を実施する(平成22年表より)。

➤ 経済センサスにおける中間投入構造の把握

**【基本的な考え方】**

- 産業連関表(基本表)の精度は、中間投入構造を調査する各種の投入調査(承認統計調査)に大きく依存している。しかしこれらの投入調査は標本数も少ないうえに、回収率の長期的な低下によって、現行の産業連関表作表のためのアクティビティ別把握を目的とした基礎統計としてはきわめて脆弱であるとの批判がされて久しい。

#### 【具体的な対応】

- 「経済センサス-活動調査」の調査票に中間投入に関する調査事項を可能な限り織り込む方向で検討し、産業・商品（生産物）分類体系—経済センサス—産業連関表体系（SUT/IOT）といった連携のもとでのベンチマーク年の産業連関表作表において精度向上を行う。その際、記入者負担が増大しないよう、米国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。

### （3）国民経済計算の年次推計に関する諸課題

#### ➤ 三面アプローチによる GDP 推計とその調整フレームワーク

##### 【基本的な考え方】

- 現在 GDP の年次推計は、支出と生産の二面アプローチで行われており、所得アプローチは行われていない。しかし、二面アプローチと言っても、使用表の中間投入構造を持っておらず、支出面と生産面の乖離を単に統計上の不突合とただけであるため、支出面のみアプローチと変わるところはない。異なるアプローチによる推計によって、GDP 統計における精度向上や問題発見的な役割が期待される。

##### 【具体的な対応】

- 内閣府は、年次使用・供給表／産業連関表（SUT/IOT）のもとで、支出と生産の二面アプローチによる測定値の調整・検討を行うことができるよう、そのフレームワークを構築する（平成 22 年基準改定までにおける導入）。
- 内閣府は、制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得アプローチによる GDP を開発し、三面アプローチによる精度検証を行う（平成 22 年基準改定における導入を目指す）。

#### ➤ 年次産業連関表の整合性確保

##### 【基本的な考え方】

- 年次産業連関表としてはほかに経済産業省が作成する延長表があり、相互に同じ概念による共通項目部分では整合性が確保されるべきである。また長期的には、一つの国で複数の公式年次産業連関表を作成し続ける姿は解消される必要がある。

##### 【具体的な対応】

- 内閣府及び経済産業省は、産業・商品（生産物）分類における統合、国内生産額や最終需要など共通項目部分に関して、測定方法や基礎統計の差異を検討した上で、整合性の確保を行う（平成 22 年基準改定までに段階的検討を実施）。
- 内閣府及び経済産業省は、年次産業連関表として更なる整合性確保に向けた検討を継続し、平成 22 年基準改定以降もインテグレーションに向けた検討を実施。

➤ コモ法の構造的課題

【基本的な考え方】

- 支出アプローチによる GDP 推計は、現在コモディティ・フロー法（以下「コモ法」という。）によっているが、その基本的な構造は 30 年前から変わらないままであり、基礎統計における課題を含め見直しが必要である。

【具体的な対応】

- 内閣府は、コモ法における構造の見直しと必要な基礎統計整備のための検討をおこない、平成 17 年基準改定時から段階的な改善を行う。コモ法改善における具体的な検討課題としては、以下のようなものがある（平成 17 年基準改定時より段階的に導入し、平成 22 年基準改定時までには実施）。
- コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法（需要サイド）と物的推計法（供給サイド）を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図ることとする。
- コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要は最早見出されないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。

➤ 基礎統計整備に向けた検討

【基本的な考え方】

- 年次推計の精度向上に必要な基礎統計整備のあり方については、引き続き統計委員会における体系的な審議の下、関係部局間の緊密な連携により検討が進められる必要がある。

【具体的な対応】

- 内閣府は、関係府省等の協力を得て、月次の「サービス産業動向調査」では捉えきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための統計整備、個人企業の活動把握などに資する統計の整備、企業統計を事業所ベースに変換するコンバーターのあり方、公式な労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などにつき、具体的な結論を得る（平成 17 年基準改定まで）。

➤ 価格体系についての検討

【基本的な考え方】

- 企業物価指数については、生産者価格ではない卸売段階の価格が混在しているとされるが、コモ法における「基本単位デフレーター」をはじめとして、我が国ではほとんどの場合生産者価格として扱われているのが現状。このため、価格統計体系としての整合性チェックといった検討を常に行う必要がある。

【具体的な対応】

- 内閣府は、関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格（生産者価格・基本価格・購入者価格等）の概念と、利用する価格指数のそれについて整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する（平成 21 年度より）。

(4) 国民経済計算の四半期推計（QE）に関する諸課題

QE については、①数字の振れやノイズが大きく、月次の各種景気指標等から醸成される景況感と乖離した動きをすることが少なくない、②1 次 QE から 2 次 QE にかけての改訂幅や、QE の積み上げによる年次計数と確報との乖離が大きい、といった問題点が指摘されている。以下では、QE の改善の方向性について、①1 年以内程度で検討可能な主として推計方法に関する課題と、②数年間を要するとみられる、QE 推計に用いる基礎統計の改善などの課題、に分けて整理する。

主として推計方法に関する課題（主に 1 年以内の短期的取り組みを展望）

➤ リビジョン・スタディの必要性

【基本的な考え方】

- 2 次 QE、確報への改訂が、基礎統計の改訂や新たに判明した基礎統計等を反映したものである限り、その大きさ自体を問題視すべきではない。一方で、基礎統計の誤差が大きいことや、各段階での推計法が異なるために振れや改訂幅が大きくなっている可能性も高いので、こうした点については、改善していくことが望ましい。

【具体的な対応】

- 内閣府は、GDP 統計の改訂要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョン・スタディ」を早急に実施して、「改訂幅」の大きさの評価やその原因究明を図る（平成 21 年度中）。

➤ 季節調整・四半期パターンの問題

【基本的な考え方】

- 現在、QE 公表時には、毎回、季節調整をかけ直しているが、それが QE の動きに振れをもたらしている可能性がある。QE に季節調整をかける方法としては、過去の

QE で行っていた方法でもある、季節調整をかけ直すのは年に一回として、それ以外では延長季節指数を用いる方法も考えられる。

- QE を集計する前の基礎統計段階で季節調整をかける方が、数値の振れが小さくなる可能性がある。基礎統計段階で季節調整をかける場合には、「基礎統計の細かい分類で季節パターンを分析することで、改善が図れる」といった見方がある一方、「過度の細分化がかえって季節調整の精度を落とす懸念」や「基礎統計作成部署の作業体制が十分ではない」といった問題点もある。
- QE と確報の乖離には、年次ベースの計数を四半期に分割する手法に関する問題が影響している可能性がある。

#### 【具体的な対応】

- 季節調整・四半期パターンの問題については、それぞれの手法にメリット・デメリットがある。内閣府は、関係府省等の協力を得て、1~2年程度かけて結論を得る（平成22年度末までを目途）。

### ➤ 基礎統計のノイズ処理

#### 【基本的な考え方】

- QE 推計に用いる基礎統計（「家計調査」、「法人企業統計季報」等）には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが QE の振れをもたらしている一因とみられる。基礎統計の整備は、後述するように、基本的には中期的に取り組むべき課題であるが、GDP 統計作成側として、以下のような1年程度で実現可能な対応もある。すなわち、①継続標本に関する変化率情報を利用する、②「家計消費状況調査」等の関連統計を利用する、③純粹に統計的な手法によって基礎統計の振れを平滑化すること等が考えられる。

#### 【具体的な対応】

- 内閣府は、関係府省等の協力を得て、これらを検討し、可能なものから実施する（検討は平成21年度中）。

### ➤ QE 推計に用いる基礎統計の選択

#### 【基本的な考え方】

- 基礎統計の整備状況等により、QE 推計に用いる最適な基礎統計の選択は変化する可能性がある。

#### 【具体的な対応】

- 内閣府は、上述のノイズ処理方法の検討等を踏まえ、QE 推計に利用する基礎統計の最適な選択（需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む）について検討する（平成21年度中）。
- 内閣府は、関係府省等の協力を得て、長期的な取り組みとして、QE と確報の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、

①QE と確報に用いる基礎統計間の関係の整理（例：工業統計と経済産業省生産動態統計の乖離縮小）、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録の活用等の課題について検討する。

➤ QE 推計における FISIM 導入

【基本的な考え方】

- 前記「推計枠組み」に記載のとおり、JSNA への FISIM の導入は、国際標準との整合性を確保するうえで重要な課題である。しかし一方で、FISIM の推計フレームワークによっては、市場金利の変動によってもたらされる推計値の変動は四半期ベースではかなり大きくなることも想定される。景気実態の重要指標でもある QE の場合、そのような懸念に対してはとくに慎重な検討が必要である。

【具体的な対応】

- FISIM の本系列への移行のための精度検証においては、名目および実質での四半期推計値の変動やそれによる影響を精査しながら、参照利子率の設定など推計フレームワークに対する十分な検討が必要である。その結果いかんによっては、本系列への移行後においても、四半期 GDP 推計値における FISIM 導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、ユーザーに対する十分な説明が求められる。

➤ GDP 統計の透明性向上、利便性改善

【基本的な考え方】

- QE の振れが批判される理由の一つに、市場参加者等の事前予測値と QE が大きく異なる場合が多いことが挙げられる。情報の一層の開示による透明性の向上で、こうした批判を減らすことが期待される。

【具体的な対応】

- 内閣府の対応としては、QE 推計手法に関して、市場参加者等が再生できるような、仮置値の置き方やその計数、計数修正の際の詳細な理由等に関して詳細な情報提供を行うこと、等が考えられる。
- 内閣府は、①QE で提供される情報の充実（分配面の情報の充実等）、②長期時系列計数の提供等、GDP 統計に対する利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。

➤ 基礎統計の公表早期化

【基本的な考え方】

- 現在、1次 QE を推計する際には、「国際収支統計」の四半期最終月の計数が利用できていないことが、1次 QE と 2次 QE との間の断層の一因となっている。

【具体的な対応】

- 財務省および日本銀行は、「国際収支統計」の公表の早期化を検討すべきである。



- 内閣府は、上記の検討結果を踏まえ、1次QEと2次QEの改訂幅の縮小するため国際収支統計の計数を活用することを検討する（平成21年度末までを目途）。

### 基礎統計の整備に関する課題（主に、2～5年程度の中期的取り組みを展望）

#### ➤ 消費関連の基礎統計

##### 【基本的な考え方】

- QEの個人消費は、推計に用いる「家計調査」の標本数の少なさを背景に、振れが大きく、かつ月次の販売統計等の各種消費関連指標と必ずしも動きが一致していない。

##### 【具体的な対応】

- 「家計調査」の標本数を拡大することは、リソースの制約や報告者負担を考えると、現実的ではない。こうした状況下では、総務省は、内閣府等と協力し、QEの精度向上に資するよう「家計消費状況調査」の調査項目を拡充し、単身世帯も含め、十分な調査世帯標本数を確保することを検討すべきである（平成25年度末までを目途）。

#### ➤ 設備投資関連の基礎統計

##### 【基本的な考え方】

- 「法人企業統計季報」の標本入れ替えに伴う「振れ」や不規則変動がQEの設備投資に問題を生じさせているとみられる。特に、資本金1000万円～2000万円の企業では、90年の商法改正を受けて96年以降に急遽資本金を増強した零細企業と比較的規模が大きい中小企業が混在しており、「振れ」を強める原因となっている可能性がある。

##### 【具体的な対応】

- 財務省は、「法人季報」の資本金1000万～2000万円の標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）を検討する（平成25年度末までを目途）。

#### ➤ 公的需要関連の基礎統計

##### 【基本的な考え方】

- 財政を発生ベースで捉える月次、四半期統計が明らかに大幅に不足している。公共投資及び政府最終消費の中の雇用者報酬の推計に関する基礎統計の整備が喫緊の課題である。

##### 【具体的な対応】

- 関係府省は、公共事業予算の執行状況に関する統計について、中央政府だけでなく地方分も含めた整備を検討する（平成25年度末までを目途）。
- 「政府最終消費」の中の「雇用者報酬」を推計するために、四半期ベースの公務員

数、賃金の情報が必要である。中央政府分については、内閣府は、関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用により把握することが出来ないかを検討する（平成 25 年度末までを目途）。地方政府分については、総務省が四半期ベースで標本調査を実施することを検討する（平成 25 年度末までを目途）。

➤ 生産関連統計

【基本的な考え方】

- 財の生産に関しては、QE と GDP 確報の乖離の大きな要因となっている「生産動態統計」と「工業統計表」を用いた場合の推計結果の乖離を縮小する必要がある。

【具体的な対応】

- 内閣府は、QE 推計で用いている「生産動態統計」の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、「生産動態統計」と「工業統計」をリンケージした、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う（平成 21 年度末まで）。

➤ サービス関連統計

【基本的な考え方】

- 本年 7 月から開始される「サービス産業動向調査」によって、これまで業界統計等の代替指標やトレンドで推計していた分野の多くで推計が改善される見込みにある。しかしながら、生産面の GDP 推計を展望した場合に、中間投入を把握する調査が不足している、との指摘がある。

【具体的な対応】

- 内閣府は、生産面からの QE 推計を検討するとともに、当面は、QE 推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、「サービス産業動向調査」を中心として検討する（平成 22 年以降、順次）。

➤ 分配サイドの基礎統計

【基本的な考え方】

- 雇用者報酬の推計において、「毎月勤労統計調査」、「労働力調査」の標準誤差が大きい。また、退職金の推計に利用する基礎統計を改善する必要がある。
- QE において、雇用者報酬以外の分配項目（家計の可処分所得等）も推計・公表すべきである。

【具体的な対応】

- 「毎月勤労統計調査」の 5～29 人事業所の標本が、1 月と 7 月に 1/3 ずつ入れ替えられ、ギャップ修正を行っていないことから、所定内給与等に断層がみられることがある。厚生労働省は、標本替えを工夫することで、こうした断層をなくすための取り組みを検討し、結論を得る（平成 25 年度末まで）。
- QE における退職金の推計に用いている、「毎月勤労統計調査」の離職率には、事業

所間の異動も含まれている。厚生労働省は、「毎月勤労統計調査」の離職事由を「解雇、退職」、「転勤等」に分離すること等により、企業を退職した人の比率を把握する工夫を検討し、結論を得る（平成 25 年度末まで）。また、「毎月勤労統計調査」で退職金を調査することを検討する（平成 25 年度末まで）。

- 内閣府は、関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの QE 推計を行うことを検討する（平成 25 年度末まで）。例えば、利子・配当所得を源泉所得税から推計する方法、社会保険料負担、同給付額を行政記録情報を用いて算出する方法等、が考えられる。

### 3 . ビジネスレジスターの構築

ビジネスレジスターは、現行の事業所・企業データベースが目的としている各種統計調査のための母集団情報の提供、標本の抽出や報告者負担等の調整に加え、各種統計調査結果及び行政記録情報を登録することにより、新たな統計の作成をも可能とすることを目的として構築される。登録の情報単位は、事業所、企業、ならびに企業グループであり、主たる情報源は、経済センサスを中心とした各種統計調査結果と行政記録情報である。

平成 21 年に実施される「経済センサス-基礎調査」は、実施計画案が本年 8 月に統計委員会において答申される予定である。また、平成 23 年に実施される「経済センサス-活動調査」は実施計画案の策定に向けて検討中である。これらは、「統計行政の新たな展開方向」、「政府統計の構造改革に向けて」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」に基づき、実施が確定している。これを受けて検討された「経済センサスの枠組みについて」において、経済センサスの意義・目的は、「包括的な産業構造統計の整備に加えて統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を図ること」とされ、「平成 21 年に行政記録情報等の法人企業の名称・所在地等の情報を利用し、事業所・法人企業の捕捉に重点を置いた調査を実施した上で、当該調査により得られた情報を有効に利用して、平成 23 年に経理項目の把握に重点を置いた調査を実施。」とされている。

行政記録情報の法人登記情報については、今後、新設・廃止などの更新データを毎月利用することが可能となっている。

さらに、現時点では不十分な企業グループの名簿情報を今後整備することによって、企業の親子関係の構造を明らかにすると同時に、海外に展開する子会社等に関する統計調査を実施して、企業のグローバル化の実態を分析することが可能となる。

法人企業に関しては、最新の母集団情報が常時整備されることによって、精度の高い統計調査が可能となる。とりわけ、動態統計調査による動向の把握において顕著である。また、事業所・企業に関する統計調査結果から得られた被調査履歴等を一元的に管理することを通して、法人企業・事業所の開・廃業の情報を業種別・規模別に毎年把握することが可能となる。

➤ 母集団名簿情報の的確な整備

【基本的な考え方】

- ビジネスレジスターは経済センサスの名簿情報を与え、経済センサスはビジネスレジスターの登録情報となる。経済センサスが適切かつ効率的に実施されるためには、企業・事業所の新設・廃止等の異動情報を適時に把握し、ビジネスレジスターを定期的に整備・更新する必要がある。
- 企業・事業所の経済活動を調査する「経済センサス-活動調査」は、産業別に調査票を配り分ける方法によって実施されるので、企業の傘下の事業所に関する所在情報の更新や業種、従業員規模等の属性情報の適切な把握が肝要である。個人企業の改廃等についても利用できる行政記録情報の目途が立っていない。また、企業グループの名簿情報の適切な整備のためには、親会社から捉えた子会社の情報が必要である。

【具体的な対応】

- 総務省（統計局）は「経済センサス-活動調査」の中間年の平成 26 年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確に捉える「経済センサス-基礎調査」を引き続き実施し、その中で併せて、調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、その他（総務・経理・人事等）の本社機能の詳細等に関する調査事項を可能な限り盛り込み、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする。

法人企業については、毎月の登記情報に基づいて、最新の母集団情報が整備されるが、登記情報には本社の名称・所在地等の情報しか存在しないため、母集団情報として有効に活用するためには、業種、従業員数等の情報が必要である。総務省（統計局）はその確認のため、往復郵便等によって、業種名、従業員数、事業所数等の照会を、平成 21 年以降の毎月、実施する。

- 事業所の新設・廃止に係る行政記録情報としては、雇用保険適用事業所設置届、労働保険関係成立届、厚生年金保険新規適用届等がある。総務省（統計局）は、厚生労働省の協力を得て、平成 22 年度以降、労働保険関係成立届の行政記録情報から法人企業の事業所等の新設・廃止等を把握することを検討する。さらに、本社の名称・所在地等の情報については、電子化の状況を踏まえて、データの有用性や費用対効果などを事前に十分に検証した上で利用する方向を検討する。

➤ ビジネスレジスターの充実と拡張

【基本的な考え方】

- ビジネスレジスターは、各種統計調査実施のための名簿情報の提供だけでなく、統計調査以外の手段で新たな統計を作成する機能も有する。このため、経済センサス以外の各種センサス結果をビジネスレジスターに収録するとともに、各種行政記録情報の事業所・企業識別番号と事業所・企業データベースにおいて付番した事業所・

企業の識別番号を対応させ、ビジネスレジスターに収納することにより、統計調査結果と組み合わせることで有効な統計情報の作成に活用する。

#### 【具体的な対応】

- 総務省（政策統括官室（統計基準担当）及び統計局）は、センサス型調査を対象として、「工業統計調査」、「商業統計調査」等の出荷額、販売額等の調査結果の他、一定規模以上の企業に関する「法人企業統計調査」の売上高、総資産等の主要な経理情報をビジネスレジスターの情報源として利用することについて、各所管省との検討を速やかに開始する
- 株式市場に上場するすべての会社（約 4,000 社）は、自社の有価証券報告書などを EDINET（証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）に報告することが義務化されている。EDINET 情報をビジネスレジスターに取り込むことにより、財務諸表データを利用した効率的なデータベースの作成が可能となる。総務省（政策統括官（統計基準担当）及び統計局）は、財務省と協力して平成 21 年度からこれらのデータをビジネスレジスターの中間的なファイルに収納し、法人企業統計に活用する具体的方策を検討する。
- 特許庁が公表する出願公開後のデータには、出願人の名称・住所等の情報が含まれている。企業出願人単位でまとめた産業財産権の出願の件数データ等を財務データ等と結合して利用すれば、企業の知的財産活動を明らかにする情報が得られる。総務省（統計局）は、特許庁の協力を得て産業財産権の企業出願人の名称・所在地と企業の登記情報との照合作業を速やかに行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。
- 貿易統計に輸出入者の産業・企業規模等の属性が付加されれば、輸出入状況の全てを的確に把握することは困難であるものの、統計としての利便性は格段に高まる。総務省（統計局）は、事業所・企業識別番号と貿易統計の日本輸出入者標準コード（JASTPRO コード）（輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード）の照合を行うにあたり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。

## 4 . 経済社会の変化等に対応した統計の重点的な整備

### (1) サービス活動に係る統計の整備・充実

#### 情報通信サービスに関する統計の整備

情報通信の技術革新は著しく、情報サービスと通信の融合による情報通信ネットワークが急進展し、ネットワーク上に新しい情報を流通、集積し、付加価値を生み出し

ている。しかし、情報通信サービスの利用に係る統計については、産業の実態や社会生活の変化を捉える上で十分とはいえ、時代に即応した調査内容へと絶えず見直し続けることが必要である。

➤ 情報通信業の2省連携による包括的な統計調査

【基本的な考え方】

- 情報通信活動は情報サービス分野と通信分野で、相互に連携が不十分なままに、前者を経済産業省、後者を総務省がそれぞれの所管する行政分野に従って統計調査を担ってきた。そのため、調査対象の重複あるいは脱漏が生じている可能性があり、かつ調査対象範囲、調査事項の定義等が相違しているなど、情報通信業について各統計の調査結果を総合して利用することが困難であり、情報通信業の活動を網羅的・統一的に捉える必要がある。

【具体的な対応】

- 情報通信業の分野において、総務省（情報通信国際戦略局）が実施する統計調査については、平成22年を目途として「経済産業省企業活動基本調査」（以下、「企業活動基本調査」という。）と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計「企業活動基本統計（仮称）」の下に統合して、大分類「G 情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。

➤ 情報通信の利用に係る統計の改善

【基本的な考え方】

- 情報通信サービスの利用において、世帯・個人の属性や地域間で明らかな情報格差が生じており、その実態の把握は必要性が高い。

【具体的な対応】

- 総務省（情報通信国際戦略局）は、「通信利用動向調査」の精度を向上させ、できれば都道府県別の表章が可能となるような標本数を確保する。

➤ 情報通信分野の統計担当職員の専門性の向上

【基本的な考え方】

- 情報通信活動は急激に変化しているが、情報通信分野の統計担当職員は短期間で異動するケースが多く、情報通信に関する最新の知識と併せて、統計調査の専門的知識を得るまでの育成が図られていない。その結果、新たな視点からの統計の企画が難しい状況にあり、その改善が必要である。

【具体的な対応】

- 情報通信分野の統計の担当職員の育成のため、統計部門と産業部門との連携の強化や関係省間の人事交流の活発化に努めることが求められる。

## 知的財産活動に関する統計の整備

知的財産の創造と活用は極めて重要な課題であり、その推進のための政策立案には、①知的財産の創造活動、②知的財産の保有状況、③知的財産の活用状況を把握し、相互に関連付けて把握する必要がある。①については、「科学技術研究調査」と「企業活動基本調査」、②については、「企業活動基本調査」、特許公報情報等（業務情報）、③については、「知的財産活動調査」があり、これらの統計情報等の総合的な利用が有益である。

### ➤ 「知的財産活動調査」の充実

#### 【基本的な考え方】

- 「知的財産活動調査」は、知的財産制度を所管する特許庁が行っているもので、50%程度の回収率となっている。結果精度の確保の観点から、回収率向上のための何らかの改善を図る必要がある。

#### 【具体的な対応】

- 「知的財産活動調査」について、特許庁は、結果精度を向上させる観点から、回収率の向上方策、調査票の改善、外部委託の在り方を検討し、平成23年度までに結論を得る。

### ➤ 知的財産活動に係る統計の高度利用

#### 【基本的な考え方】

- 知的財産活動のインプット面に焦点を当てた「科学技術研究調査」とアウトプット面を中心に調査している「知的財産活動調査」を有機的にリンケージして有効に統計情報を作成・利用すること、また、公開されている特許公報情報等や「企業活動基本調査」等の情報と組み合わせることなどにより、知的財産活動に係る統計の高度利用を図る必要がある。

#### 【具体的な対応】

- 総務省（統計局）及び特許庁は、知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかに事業所・企業データベースの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始し、平成23年度までに結論を得る。

### ➤ 知的財産活動と活動成果を捉えるための企業グループ統計の整備

#### 【基本的な考え方】

- 研究開発等の知的財産活動とその成果の関連を分析する際、知的財産活動は企業グ

グループ全体で機能を分担するケースが多く、企業単体よりも企業グループ全体で活動を捉えることが意味を持つ。平成 26 年に実施が予定されている第 2 回「経済センサス-基礎調査」において、企業の親子関係の名寄せが完備に近づく。また、それまでに知的財産に係る統計の企業コードはビジネスレジスターと完全な対応関係を持っているので、平成 27 年以降は、知的財産活動を企業グループ全体でまとめて捉えることが可能になる。

他方、上場企業の連結財務諸表が今年度決算以降、テキストデータとして容易に利用可能となり、研究開発の大半を担う企業について、企業グループベースで知的財産活動を財務データによる活動成果と結び付けて明らかにすることが可能となる。

#### 【具体的な対応】

- 総務省（政策統括官（統計基準担当）及び統計局）は財務省と協力して、平成 21 年度から上場会社の連結ベースも含めて、財務諸表データをビジネスレジスターの中間的なファイルに収納することが求められている。

総務省（統計局）及び経済産業省は、27 年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと 5、6 年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データが、速やかに構築されることに向けて必要な取り組み等の検討を行い、平成 24 年度までに結論を得る。

### ➤ 人的資産への投資に関する統計情報の整備

#### 【基本的な考え方】

- 人材の能力開発（教育・研修）は、人的資産への投資というべき活動であり、設備投資や研究開発と同様に重要な活動である。能力開発投資の「見える化」を図るための基礎となる投資額を把握する統計の整備が必要である。

#### 【具体的な対応】

- 人的資産への投資に関する統計情報の整備について、企業における能力開発（教育・研修）に関連する投資額を把握するため、経済産業省は、「企業活動基本調査」において所要の調査項目の設定について検討を行い、平成 21 年度までに結論を得る。

### サービス活動を適切に捉えるための検討

#### 【基本的な考え方】

- サービス産業の GDP に占める割合は、この 60 年間に約 7 割を占めるに至っているが、サービス産業に係る統計はまだ十分に整備されておらず、サービス分野の統計の充実及びそれに基づく詳細な実態の正確な把握は依然として重大な国民的課題である。
- サービス分野の活動には、売上高等に依拠して活動の成果を測る従来の方法にそぐわない活動が多く含まれており、なおかつ、これらの活動が大きな比重を占めてきている。政策の適切な実施には、それを可能とする統計情報が不可欠であるが、未



だそこから程遠い状況にあると言わざるを得ない。我が国においては、例えば、「医療費の使途別明細が政府にも正確には把握できていない」、「少人数クラスによる義務教育という政策の成果の評価を可能とする統計データも整備されていない」等の状況が見られる。

- 一方、最近 20 年程度の期間に、米国を始めとする諸外国において多くのサービス分野の統計の見直し・充実が急速に進んでいる。この見直しは、運輸・金融・流通を典型とする分野の生産性（同時に、生産量と価格）の計測が焦点となっている。これらの国で先行して行われた見直しの成果を、我が国でもサービス活動を適切に捉えるために活かすべきであろう。
- また、サービス分野は新たに発展した分野が多く、変化の激しい分野も少なくない。さらに、関連統計の乏しさと相まって、各分野の詳細な実態すら把握できず、充実すべき統計に関する需要すら顕在化していない分野が数多く残されている状況にある。

#### 【具体的な対応】

- 総務省（政策統括官（統計基準担当））は、各府省、学会等の協力を得て、次の事項を実施するための研究会等の検討の場を早急に設け、具体的な方策について取りまとめることにより、各府省におけるサービス統計の充実を促進させる必要がある。
- ① 各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究
- ② サービスの質の実態把握と評価が困難な分野（医療・教育のほか、警察・司法などの政府活動）に焦点を合わせた国民的需要に関する調査

### 企業のサービス活動（組織内活動と業務外部化）に関する統計の整備

近年、企画、企業戦略等の管理業務やマーケティング、デザイン業務等の企業のサービス活動は増大し、企業内・企業間における分業も大きく変化しているが、こうした活動は、売上高等の把握を第一義として整備されてきた既存の統計調査においては、十分に捉えられずにいた。

企業のサービス活動を明確に把握するためには、企業の本社機能をより詳細に把握する必要があり、特に、実態の把握が不十分な企業の組織内活動と業務の外部化に焦点を絞って、統計を整備する方策を検討することが必要である。

#### ➤ 事業所に係る既存の統計の改善

##### 【基本的な考え方】

- 経済産業省が実施している「企業活動基本調査」においては、本社の部門別とサービス・物流関係等、国内事業所の区分別に常時従事者数が調査されているにとどまっており、それによって企業が生み出す様々なサービス機能が十分に捉えられてい

るとはいえない。

#### 【具体的な対応】

- 経済産業省は、「工業統計調査」、「商業統計調査」、「特定サービス産業実態調査」等において、本社と各支社（事業所）における主要なサービス活動について、機能別にサービス活動の水準を捉えることについて、基本計画期間内の実施を目途に検討する。

### ➤ 「企業活動基本調査」等の企業に係る統計の充実

#### 【基本的な考え方】

- 企業のサービス活動が、企業内（事業所間）だけでなく、企業グループ内（親会社・子会社間）でどのように分担され、取引されているかを明らかにすることが必要である。

#### 【具体的な対応】

- 経済産業省は、平成 22 年「企業活動基本調査」において、業務の外部委託状況に関し、委託の有無と金額だけでなく、委託先区分（企業グループ内外、国内・国外別）を把握すること及び事業連携についても、相手先ごとに連携内容を適切に設定し、取り組みの有無と件数を把握することの可能性について速やかに検討を開始する。

### ➤ 持株会社に係る統計の作成

#### 【基本的な考え方】

- 純粋持株会社のサービス機能についての情報を把握することは、経済のサービス化をより広く、正確に把握する上で重要なことである。

#### 【具体的な対応】

- 経済産業省は、平成 21 年「経済センサス-基礎調査」に基づいて把握した純粋持株会社の全てを対象として、平成 23 年以降、常時従事者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報（傘下企業数、持株比率等）、収益内訳（配当収入とそれ以外など）等について調査し、さらに、この結果を平成 26 年に実施予定の「経済センサス-基礎調査」で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。

## （2）新たに整備することが必要な統計分野

### 環境統計の段階的な整備

環境問題の中で未整備な点が残されている事項について、既存の関連分野の統計の活用・改善により必要な関連した情報が入手しうる事項に焦点を絞って検討した結果、特に、温室効果ガス問題と廃棄物・副産物の把握などを対象とした。

➤ 温室効果ガスに関する統計の整備

【基本的な考え方】

- 近年の地球温暖化に伴う異常気象の頻発により、気候変動は国民的重要関心事となっている。各地の気象情報を経済・社会活動と関連づけて統計を整備する必要がある。
- 日本は気候変動枠組条約及び京都議定書に基づき、温室効果ガス総排出・吸収量目録を提出している。そのなかで、経済活動に伴う化石エネルギー消費から発生するCO<sub>2</sub>排出量の推定とその要因分析がもっとも重要な分野である。

【具体的な対応】

- 環境省は、気象庁と協力して、この数年内に、気候統計（気温、降水量、降雪量、異常気象、平年値、平年からの乖離度とそのトレンド、地域間のばらつきの指標など）を整備する必要がある。その際、関係省庁と協力して、気候変動による被害（人間、農作物、建築物等）に関する統計も併せて整備する。
- 企業によるエネルギー消費はCO<sub>2</sub>の大きな発生源である。資源エネルギー庁は、新設の「エネルギー消費統計調査」の調査項目や精度が、政策立案に十分であるかどうかについて、回収率、調査結果等から十分に吟味・検討する。
- 家計のCO<sub>2</sub>排出量を正確に捉えるため、総務省（統計局）は、2009年の「全国消費実態調査」の「耐久財等調査票」において、今後普及が見込まれる自家発電機器の項目を追加することが望ましい。併せて、各世帯のエネルギー消費の実態（電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等）と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計情報を関係省庁と連携して作成する。
- 新エネルギー関連の数值は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の調査情報等により概ね把握できている。例えば、風力発電においては電力会社に連携している導入量（出力KW）を積み上げているなど実績を把握している。関係府省は、必要に応じて適宜データについて精査し、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の必要性について、検討を開始する。
- 関係省庁は、企業や家庭の活動が低炭素型に切り替わるよう、英国などで検討が進んでいる「カーボンフットプリント」を例として、相互に連携してCO<sub>2</sub>排出量の「見える化」方策を講じるべきである。
- 総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうよう、速報値の公表について早期化に努める。そのためには、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計についても前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるよう務める。

➤ 廃棄物・副産物の把握に関する統計の整備

【基本的な考え方】

- 最終処分量は排出源からの行き先を推計した結果を足し合わせて求めており、埋立地への搬入量を実際に悉皆調査しているわけではないため、廃棄物・副産物の把握について問題ないとは言えない状況である。
- 市況によって廃棄物の物量が変わらないよう、無価値（廃棄物）か有価値であるかを問わず物量フローを追跡しうる物量表の充実が求められる。
- より質の高い循環的な利用（資源回収率が高く、再生利用に要するエネルギー投入量や発生残渣といった環境負荷が少ないもの）を行っていくためには、循環利用プロセスの実態を把握し透明化を図る必要がある。
- リサイクルに対する信頼性を確保する観点からも、循環資源のトレーサビリティを確保することが求められている。

**【具体的な対応】**

- 廃棄物・副産物の把握に関する統計をいかに整備するかについて、関係省庁は速やかに検討する場を設ける。

➤ 環境（CO<sub>2</sub>、廃棄物）分析用産業連関表（加工）の作成

**【基本的な考え方】**

- 個別分野ごとの資源生産性・効率性の検討を行う上でも、環境分野の分析用産業連関表を充実する必要がある。

**【具体的な対応】**

- 環境省は、総務省（政策統括官（統計基準担当））及び経済産業省と協力して、上記の検討を速やかに開始する。

➤ 領域環境の統計情報

**【基本的な考え方】**

- 基本的な領域データとしてメッシュデータがあるが、これを統計体系の中に適切に取り込んでいくことは検討に値する。

**【具体的な対応】**

- 環境省は、総務省（統計局）を始め関係省庁と協力して、この数年内に環境統計と経済社会領域統計（人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等）を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。その際、地方公共団体（都道府県、市区町村）の観点も考慮に入れる必要があり、またその有しているデータも活かす方向で今後検討する。

**観光に関する統計の整備**

平成 19 年 6 月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、平成 22 年までに観光に関する統計の整備を行うこととされており、また、国連統計委員会において「観

光統計に関する国際勧告 2008」が採択されるなど、観光統計については、その適切な作成、整備が求められている。

➤ 国が行う統計調査の充実・整備

【基本的な考え方】

- 日本においては、観光に関する有効な統計を効果的に活用し、実態に即した適切な観光政策を推進する必要がある。

【具体的な対応】

- 国土交通省は、平成 22 年度までに、以下のとおり、統計調査について充実・整備を図って実施する。また、国土交通省は、観光に関する統計の体系的な整備の状況等を踏まえつつ、「旅行・観光消費動向調査」及び「宿泊旅行統計調査」の基幹統計化について検討を行う。
  - 「旅行・観光消費動向調査」
    - 過去の本調査結果等に基づき、本調査の改善、充実を図る。
  - 「宿泊旅行統計調査」
    - 過去の本調査結果等に基づき、標本抽出方法、結果精度等を踏まえ、調査対象を拡充する。その際、ホテル・旅館等は改廃率が高いことを考慮し、また、宿泊施設の開業及び廃業の情報については、地方公共団体の協力を得ながら、調査対象についての適切な把握に努める。
    - 経営指標として「客室稼働率」が利用されることが多いことから、「使用客室数」を把握できる調査項目の追加を行う。
    - 調査対象施設のより適切な抽出に資するため、「経済センサスー活動調査」によって整備される母集団情報として何が適切であるかを検討する。

➤ 都道府県観光統計の統一基準の作成及び運用

【基本的な考え方】

- 観光に関する統計情報は、官民の各主体が様々な目的で調査、作成しているため、断片的であり、統一的な基準が無く有用性に欠けている。
- 都道府県における観光入込客数・観光消費額統計は、多くの都道府県が、観光入込客の定義、調査地点の選定における基準や調査内容・方法等が異なっており、地域間の比較が困難となっている。

【具体的な対応】

- 国土交通省は、地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、平成 22 年度までに都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるように、必要な調整を行う。

➤ 観光サテライト勘定（TSA）の充実

【基本的な考え方】

- 国内経済における観光の重要性を評価するためには、国際比較が可能となるような形で観光統計をまとめることが望ましい。93SNAにおいて観光サテライト勘定（TSA）の考え方が導入され、主要国では既にその推計や試算が行われている。

【具体的な対応】

- 国土交通省は、内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定（TSA）の整備について検討を進めるとともに、平成22年度までに、観光サテライト勘定（TSA）の本格的な作成及び公表を行う。

### （3）企業活動の変化等に対応した統計の整備

#### 労働統計の整備

労働統計は、労働市場の現状を把握し、政策決定や評価の基礎資料になると同時に、GDP統計をはじめとする各種経済指標作成の基礎資料となる。近年、我が国の労働市場の特徴が大きく変容しており、労働統計に求められる調査の内容や質も大きく変わってきている。以下では、労働供給に関する検討はWG3が行っていることに鑑み、労働需要に関する統計と、労働市場の需給調整に関する統計について、論点を整理して指摘する。

➤ Employee-employer データの作成

【基本的な考え方】

- 労働需要については、生産量との関係を把握することが重要であるが、厚生労働省所管の労働に係る統計調査では、生産量を把握できていない。
- 近年、先進諸国では、生産量と雇用量の相互関係を観察する employee-employer データの開発に取り組む動きが広がっており、同データに基づく多くの雇用政策が提言されているが、我が国では未整備な状況にある。

【具体的な対応】

- 厚生労働省は、経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、「毎月勤労統計調査」や「賃金構造基本統計調査」と、「工業統計表」等とのリンケージを図るため、共通キーを持たせること等によって、employee-employer データを整備する。

➤ 非正規雇用者の実態把握

【基本的な考え方】

- 近年、企業で活用が進んでいる非正規雇用者、特に派遣労働者や請負会社の社員の実態をよりよく把握することは、雇用政策を考える上で重要である。これまで、「派遣労働者実態調査」、「有期契約労働に関する実態調査」などの調査が行われてきたが、これらはいずれも不定期の統計調査であり、統計の継続性という観点からは問題がある。

**【具体的な対応】**

- 今後も非正規雇用の実態の把握は重要と考えられるので、厚生労働省は平成 22 年を目途に、「どこで」「だれが」「なにを」「どのように」「どのくらい」働いているのか、を正確に把握する統計調査を継続的に毎年実施する。

➤ 地域別の失業構造の把握

**【基本的な考え方】**

- 失業率が高止まりする中で、以前に比べて失業率指標の重要性が増してきている。とりわけ、労働市場の地域間格差に関する議論が近年では大きくなっており、地域別の失業率指標の拡充は重要な課題である。
- 現在のところ、「労働力調査」では都道府県別の失業率について、時系列モデルによる推計を用いて四半期ベースで公表しているが、都道府県内の労働市場の状況を詳細には把握できていない。

**【具体的な対応】**

- 厚生労働省は、総務省と協力して、地域別労働市場の政策立案と評価が可能となるような失業率指標の作成について、『雇用保険事業月報』に掲載の都道府県別（あるいは公共職業安定所管内別）の雇用保険被保険者数と受給者実人数を「労働力調査」あるいは「就業構造基本調査」の情報で補正して作成することを速やかに検討する。

➤ 労働市場のフロー統計の充実

**【基本的な考え方】**

- 労働市場のフロー分析は、現在の就業状況と前年の就業状況を比較することで、就業から失業への流れ（あるいはその逆）や非労働力から就業への流れ（あるいはその逆）などを把握することが出来るなど、ストック指標である失業率とは別の視点から労働市場の実態を把握することが出来る。

**【具体的な対応】**

- 総務省は、「労働力調査」において既に公表している前月比較による労働力フローのデータに加えて、「労働力調査」を利用して、性別、年齢別、産業別、職種別に、前年同月時点での就業者・失業者については現在の就業状態、離職の有無、転職の有無を、前年同月時点で非労働力である者については現在の就業状態を示す分析指標を推計し、公表することを検討する（平成 25 年度末までを目途）。

➤ 雇用創出・消失指標の開発

【基本的な考え方】

- 雇用変動の状況を的確に把握するために、雇用創出・消失指標が開発され、利用されるようになっている。雇用創出（消失）指標とは、雇用の増加（減少）量を事業所の属性別に捉える指標であり、失業発生の要因を究明する際の重要なツールとなっている。

【具体的な対応】

- 厚生労働省は、平成 24 年末までを目途に、「雇用動向調査」等を元にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。

➤ 公共職業安定所以外のルートも含めた労働需給の把握

【基本的な考え方】

- 近年では、労働市場の需給調整の経路が、公共職業安定所だけでなく、民間職業紹介機関や労働者派遣機関、新聞やインターネットなどの求人広告など、多様となっている。しかしながら、未充足求人の指標である有効求人倍率は、現在でも公共職業安定所を経由した求人と求職者の比率を示すに過ぎず、他の需給調整経路を経由した求人は反映されておらず、労働市場の需給バランスの実態を十分に反映していないという問題がある。

【具体的な対応】

- 厚生労働省は、関係府省と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。

## グローバル化関連統計の整備

➤ 貿易に係る情報の高度利用

【基本的な考え方】

- 貿易統計については、統計の収集範囲を拡大するよりも、既に蓄積されたデータの利用、とりわけ行政記録情報と既存の統計調査とのリンケージを一層高度化することが有益である。
- サービス貿易については、「外為法報告書」から国際収支の既存区分に従った集計値を作成する以外に、その電子化を促進することにより、マイクロ情報としての活用を図るべきである。
- 長期的には、財、サービスとも貿易関連の行政記録情報を企業統計マイクロ・データとリンケージさせることが有益である。

【具体的な対応】



- 財務省（関税局）は、所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報（委託加工など）を貿易統計に反映させる。
- 財務省（関税局）は、平成 21 年の「経済センサス-基礎調査」に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けて、新たな統計情報を作成に向けて、検討を開始する。検討に際しては、通関目的のために提供された情報を本来の目的以外に使用することとなることから、法人情報の秘密保持の見地から、個別企業に不利益が生じないように処置すべきである。
- サービスの貿易については、外為法業務の過程で収集されている貴重な情報の高度利用が可能となるよう、「外為法報告書」の紙ベースでしか収集されていない情報について、電子化する方策を検討するなど、まずは将来に向けた準備を整えることが望ましい。

#### ➤ 海外現地法人に関する母集団情報の充実

##### 【基本的な考え方】

- 平成 21 年の「経済センサス-基礎調査」において、国内の子会社を把握することはできるが、海外の子会社については社数のみであり、海外現地法人に関する適切な母集団情報がない。このため、日本企業による海外における事業活動を調査している「海外事業活動基本調査」について、活動の全容を捉えるための補正が困難である。企業活動のグローバル化を明らかにする上で、輸出入に加えて海外生産比率が重要な指標となってきたが、同調査にもとづいた集計結果は過小推計の可能性が高い。逆輸入の比率や現地法人向け輸出比率についても的確に捉える必要がある。

##### 【具体的な対応】

- 平成 26 年に実施が予定されている「経済センサス - 基礎調査」においては、海外子会社についての情報を調査し、その結果にもとづいた母集団情報を用いて、金融・保険業等まで含めて海外子会社を有する全企業を対象として、海外子会社活動に関する調査を行うことが有益である。経済産業省は、海外子会社について、国内親会社に対する一括調査を基幹統計調査として実施することの可能性について、検討すべきである。

### （４）国の基盤の実情を明らかにする統計情報の把握

#### 財政統計の整備

政府の会計は、年度単位で賦与された歳出権限が適正に執行されていることを確認する目的をもつものであり、四半期あるいは月次単位で状況を把握する観点はないに等しい。しかしながら、経済活動の動態について民間・公的部門を横断的に捉える統計情報

は、経済政策及び民間活動の意思決定に対して、非常に重要な価値をもつものであり、政府部門はこのことに関する認識を深める必要がある。

現状においては、財政分野の統計の多くは年度データであるため、より短い周期のデータに対するニーズ（国民経済計算・四半期別 GDP 速報（QE）等）に十分に応えられていない。また、公表時期の早期化に加え、IMF や OECD 等国际機関からは国際的な比較可能性を有する財政統計の作成・整備が要請されている。

また、財政統計の整備を進めるに当たって、政府部門は調査客体としての自らの責務を認識する必要がある、ニーズのある統計調査等に対して適切に回答することが重要である。さらに、政府部門において、現在、会計情報の現金主義から発生主義への公会計改革が進展しているところであるが、加工統計作成部局を重要なユーザーのひとつと位置付け、政府財政統計と国民経済計算との関係に関心を持つことが望まれる。

➤ 政府諸機関分類の国際基準との調和

【基本的な考え方】

- 国民経済計算での公的部門と民間部門との分類は、国際基準との乖離があり、調和を図る必要がある。また、産業連関表（基本表）との間にも差異があるが、これも調和を図っていくことが望ましい。

【具体的な対応】

- 国民経済計算での格付けの見直しは他統計にも影響を与えるので、優先順位の高い課題である。内閣府及び産業連関表（基本表）作成府省は、公的部門の分類について、総務省をはじめとする関係府省等の協力を得て、93SNA の改定で示された判断基準に即して分類・格付けを見直すとともに、統一化を図る（平成 17 年基準改定、平成 22 年表作成時）。

➤ 政府財政統計（GFS）の整備

【基本的な考え方】

- 財政分野の加工統計として代表的なものは、IMF が国際基準を策定し、各国の統計を集計している、政府財政統計（GFS : Government Finance Statistics）である。その主たる利点は、経済と財政を整合的に捉えることが可能、また国際比較が可能なことであり、経済財政運営の重要な指標として利用されるべきものである。しかしながら日本は調査票に十分に回答していないため、未回答となっている項目が多い。
- GFS は 2001 年のマニュアルの改訂により、SNA との調和が進展しており、GFS 整備の課題は SNA 整備の課題とも重なる。

【具体的な対応】

- こうした状況を改善するため、内閣府は、総務省をはじめ関係府省等の協力を得て、主要項目について推計・公表するように取り組む（平成 17 年基準改定時を目標）。

- 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目は他制度部門にも共通する課題であり、内閣府は、関係府省等の協力を得つつ、これらの課題に取り組むとともに、推計方法等を検討し、推計・公表することについて結論を得る（平成 25 年度までを目途）。

➤ 政府支出の機能別 2 桁分類（COFOG）の整備

【基本的な考え方】

- COFOG（Classification Of Functions Of Government）は現在、10 項目の 1 桁分類を表章しているが、OECD がより詳細な 2 桁分類のデータの収集を図っている。この統計が整備されれば、わが国の政府支出をより詳細な分類で国際比較することが可能になり、政策立案に大いに寄与することが期待される。

【具体的な対応】

- 内閣府は、総務省はじめ関係府省等の協力を得て、中央政府の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータを当該 2 桁分類に分類し、地方政府の項目については、「地方財政状況調査」（総務省）の分類と対応が取れる項目の整備や、対応がとれない項目の推計方法について検討し、COFOG の 2 桁分類による政府支出推計を行う（平成 17 年基準改定時を目途）。

➤ 社会保障統計と財政統計の調和

【基本的な考え方】

- 国際比較の観点から、COFOG での社会保障分野に関する提供データや、国内の社会保障統計については、国際基準と整合性をもつものを整備する必要があると考えられる。

【具体的な対応】

- 厚生労働省は、医療費に関する統計の体系的整備、国際比較性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロで捉える統計（OECD の SHA 手法に基づく保健医療支出推計）を公的統計として位置付けることについて学識経験者や利用者を含めて検討を行い、早急に結論を得る。

## ストック統計の整備

➤ スtock統計のフレームワークの再設計

【基本的考え方】

- 現行のストック統計（「国民貸借対照表」（内閣府）や「民間企業資本ストック」（同）の非金融資産の固定資産）は、集計項目が大まかでありユーザーのニーズに十分に答えられていないことや、昭和 45 年の国富調査に推計を依存している各種係数ではもはや実証的な基盤が脆弱になっていることなど、課題が指摘されて久しい。国際

的には、資本の能力と価値の概念的分離、両者の関係性描写など資本ストックに関する理論的整理が行われ、従来の粗概念はその役割を見出しがたくなっている。こうしたことから、ストック推計のフレームワークの抜本的な再設計とその構築が不可欠である。

#### 【具体的な対応】

- 内閣府は、ストック推計方法として国際的に標準となっている恒久棚卸法（PIM）によってフロー量（投資）と統合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」、及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと統合的に固定資本減耗の改定も行う（平成 17 年基準改定時に導入を目指す）。
- 内閣府は、その後も、固定資本ストックマトリックスの更なる精度向上に努めるとともに、93SNA の改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する（平成 22 年基準改定時）。
- 物的ストック調査としては、「住宅・土地統計調査」（総務省）や「法人土地基本調査・法人建物調査」（国土交通省）があり、土地及び法人所有の建物については金額評価の推計が行われている。その物的アプローチと PIM は代替物ではなく補完的である。内閣府は、方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両アプローチによる推計値の相互の精度検証を行う（平成 22 年基準改定時）。

### ➤ スtock統計のための基礎統計整備

#### 【基本的考え方】

- 現行では、設備投資の資産別構造や資産取得主体など十分に把握されておらず、また資産別耐用年数など昭和 45 年の国富調査から固定している係数もあり、基礎統計の整備が喫緊の課題である。

#### 【具体的な対応】

- 内閣府は、固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、「民間企業投資・除却調査」（うち投資調査）において資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う（平成 17 年基準改定時）。
- 内閣府は、生産的資本ストック及び純資本ストックを測定するためには、資産別経齡プロファイル（経齡的な効率性及び価格変化の分布）をとらえる必要があり、「民間企業投資・除却調査」（うち除却調査）の調査結果の蓄積とともに、行政記録情報や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する（平成 17 年基準改定時）。
- 内閣府は、関係府省等の協力を得て、より体系的な設備投資の構造を把握する調査のあり方につき、結論を得る。検討されるべき課題は次のようなものである（平成 22 年基準改定時）。
- 「国富調査」による既取得資産の（取得年別）設備投資調査に対する社会的ニーズ

の評価と実施の可能性に関して検討する。

- 現行では企業ベースの統計に依存して設備投資の産業格付けが行われていることが多いが、企業―事業所変換、あるいはより直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法を検討する。

## 5．既存の主な統計の点検・評価

### (1) 利用者サイドの視点に立った産業統計の業種横断的な整備

我が国の産業に係る統計については、分散型統計機構の下で、各府省庁が個別行政ニーズに基づき、所管業種ごとに分野別統計を縦割りで整備してきており、業種を横断して利用するとの意識に欠けると、これまでも批判されてきた。

これは、利用者サイドからみた場合、各統計（調査）で調査事項の概念・定義等の整合性が必ずしも確保されていないことにとどまらず、未整備の分野があったり、対象範囲が業種ごとに相違している等、産業ごとの活動を相互比較したり、包括的に把握する際、利用上の大きな支障が生じていたことは否めない。

平成19年5月に統計法が約60年ぶりに抜本改正され、いわば、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」への転換が図られた。新たな統計法の理念の下、公的機関の作成する統計が、国民・事業者等の利用者にとって、より使いやすい統計となることを目指して、今後、既存統計を見直し、整備することが強く求められている。

#### ➤ 企業活動に係る包括的な統計の構築

##### 【基本的な考え方】

- 近年、我が国企業の事業活動の多角化、国際化、ソフト化等の多様化が急速に進んでおり、これらの変化の状況を的確に把握することは、行政施策の企画・実施の上においても、ますます重要となっている。
- 現在、企業の事業活動を調査している統計調査として、「経済産業省企業活動基本調査」（指定統計調査）、「通信産業基本調査」（承認統計調査）、「建設業活動実態調査」（承認統計調査）等があるが、これらの統計調査でカバーされているのは、鉱工業、建設業、情報通信業、商業、電気・ガス業、金融・保険業（クレジットカード業、割賦金融業）、サービス業（娯楽業、物品賃貸業等）の分野にとどまっており、全産業を横断して、我が国企業の活動の実態を網羅的に把握することができない状況にある。
- 会社法の制定や規制緩和の進展等に伴って、企業組織の変更、事業内容の転換等、ますます企業活動の変容は著しく、企業活動の実態を適切に捉えるためには、全産業にまたがる包括的な企業活動に係る統計の整備が必要となっている。

#### 【具体的な対応】

- 企業活動に係る包括的な統計（「企業活動基本統計（仮称）」）を一つの基幹統計として指定し、その下に、産業別の企業活動に係る基幹統計調査を整備することが有効である。具体的には、「企業活動基本統計（仮称）」は各産業に共通な調査事項と固有の調査事項の統計情報から構成され、産業ごとの基幹統計調査は、現在、幅広い業種で企業活動の実態を調査している、「経済産業省企業活動基本調査」を中心として、産業別に段階的に整備し、全産業で企業活動の実態を把握することが可能となる「企業活動基本統計（仮称）」を構築する。
- 「経済産業省企業活動基本調査」を実施している経済産業省は、関係府省と協力し、全産業における企業活動に関する統計の整備を目指し、次のような措置を講ずる。
  - 「経済産業省企業活動基本調査」を実施している経済産業省と、「通信産業基本調査」等を実施している総務省（情報通信国際戦略局）は、「経済産業省企業活動基本調査」の詳細調査の実施年である平成 22 年を目途として、大分類「G 情報通信業」に係る共管調査を実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備すること。
  - 上記の経験を踏まえ、経済産業省は、平成 25 年を目途として、関係府省と連携し、全産業横断的な企業活動に係る包括的な統計の整備を行うこと。なお、総務省（政策統括官（統計基準担当））は、これらの措置が円滑に進められるよう、所要の調整を適切に行う。

#### ➤ モノの生産活動に係る統計の共通化

##### 【基本的な考え方】

- モノの生産活動に係る統計調査については、経済産業省において「経済産業省生産動態統計調査」（指定統計調査）が実施されているほか、厚生労働省で「薬事工業生産動態統計調査」（指定統計調査）が、農林水産省で「牛乳乳製品統計調査」及び「木材統計調査」（いずれも、指定統計調査）が、国土交通省で「造船造機統計調査」及び「鉄道車両等生産動態統計調査」（いずれも、指定統計調査）が実施されているが、各府省の所管ごとに調査内容、定義、公表時期等が区々になっており、モノの生産活動を全体的に捉えたものとして提供されていない状況にある（なお、これら調査結果を使って経済産業省で鉱工業指数が作成されている）。
- 利用者の利便性の向上を図る見地から、各府省横断的な「生産活動に関する統計」を一つの基幹統計として指定した上で、各府省所管の生産動態統計調査として当該基幹統計を作成するための基幹統計調査と位置付けるとともに、各生産動態統計調査間の調査事項や用語などの統一化を図ることが求められている。

##### 【具体的な対応】

- 関係省（厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）は、平成 21 年度早期に所要の検討を開始し、平成 25 年度までに府省横断的な生産動態統計の整備を図

る。

- 総務省（政策統括官（統計基準担当））は、これらの措置が円滑に進められるよう、所要の調整を適切に行う。

## （２）基幹統計についての検討

新しい統計法（平成 19 年法律第 53 号）においては、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等が作成する公的統計のうち、行政機関が作成する統計について、国民経済・国民生活、国の政策決定に重要な役割を担い、公的統計の体系の根幹を成す重要性が特に高い統計を「基幹統計」としている。

具体的には、同法第 2 条第 4 項において、総務省（統計局）が作成する国勢統計、内閣府が作成する国民経済計算のほか、次の要件に該当するものとして総務大臣が指定するものとされているところである。

- 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

今回、現行の経済統計（調査）（個人・世帯を対象とした統計（調査）は検討対象外とした。）について、このような基幹統計の指定基準を基に次のような観点から見直しを行った。

- ① 既存指定統計で基幹統計として存続させるべき統計は何か。
- ② 既存指定統計で基幹統計としては廃止すべき統計は何か。
- ③ 既存指定統計で新たな基幹統計として統合すべき統計は何か。
- ④ 新規基幹統計として整備すべき統計は何か。

### ➤ 現行の指定統計で基幹統計とすべき統計

- 現在、指定統計として実施されており、引続き基幹統計として実施することが適当な統計
  - ・ [総務省] 小売物価統計（調査）、個人企業経済調査、科学技術研究調査、全国物価統計（調査）
  - ・ [財務省] 法人企業統計（調査）
  - ・ [農林水産省] 農林業センサス、作物統計（調査）、海面漁業生産統計（調査）、漁業センサス、農業経営統計（調査）

- [経済産業省] 工業統計調査、商業統計（調査）、ガス事業生産動態統計（調査）、石油製品需給動態統計（調査）、商業動態統計調査、特定サービス産業実態統計（調査）、経済産業省特定業種石油等消費統計（調査）、経済産業省企業活動基本統計（調査）
- [国土交通省] 港湾調査、自動車輸送統計（調査）、内航船舶輸送統計（調査）、建築着工統計（調査）、建設工事統計（調査）、法人土地基本統計（調査）
- 新たな基幹統計として統合 [共管] することが適当な統計
- [厚生労働省] 薬事工業生産動態統計調査、[農林水産省] 牛乳乳製品統計（調査）、木材統計（調査）、[経済産業省] 経済産業省生産動態統計（調査）、[国土交通省] 造船造機統計（調査）、鉄道車両等生産動態統計調査

これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計）を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省所管の生産動態統計調査と調査項目、用語等の統一化を図り、各省それぞれが所管する生産動態統計調査として再編・整理を検討する（上記（1）参照）。

- 現在、統計委員会へ諮問中であるが、基幹統計（調査）として実施することが適当と考えられる統計
  - [総務省] 経済構造統計（経済センサス-基礎調査）

➤ 新たに基幹統計とすべき統計

- [総務省等 10 府省庁] 産業連関表（基本表）（加工統計）

総務省を始め 10 府省庁の共同作業として作成されている産業連関表（基本表）は、我が国の経済構造を明らかにする基礎統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしており、法令上の指定基準を満たしていると考えられる。

- [財務省] 貿易統計（業務統計）

貿易統計は、条約（経済統計に関する国際条約議定書及び附属書並びに 1928 年 12 月 14 日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約に関する議定書及び附属書（昭和 27 年条約第 19 号））及び関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 102 条に基づき作成されているいわゆる業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料を提供するものであり、極めて重要な役割を果たしており、法令上の指定基



準を満たしていると考えられる。

なお、貿易統計は、税関に提供された輸出入申告の内容を基礎データとして作成する業務統計であり、貿易手続の円滑化・簡素化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告項目の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠となっている。業務統計である貿易統計については、作成及び活用に際して、これらの点について十分に配慮されるべきである。

- [経済産業省] 鉱工業指数（加工統計）

鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産・出荷・在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向・設備投資分析等にも広く利用されており、法令上の指定基準を満たしていると考えられる。

なお、基幹統計の指定に当たっては、その範囲を指数系列のどこまでにするか、検討する。

- 将来、基幹統計に指定することを検討すべき統計

- [総務省]

- ① サービス産業動向調査（承認統計調査）
- ② 通信産業基本調査（承認統計調査）
- ③ 放送番組制作業実態調査（承認統計調査）

①については、調査開始（平成20年7月から）以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化を図る。

②及び③については、平成22年を目途として経済産業省企業活動基本調査（指定統計調査）と連携して一元的に行うことが適当である。具体的には、企業活動を把握する基幹統計「企業活動基本統計（仮称）」の下に統合して、大分類「G 情報通信業」に係る共管調査を実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する（上記（1）参照）。

- [農林水産省] 食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態等統計調査（いずれも、承認統計調査）

上記（1）で述べたように、府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計）を一つの基幹統計として指定し、その下の農林水産省所管の生産動態統計調査として再編・整理を検討する中で、この3調査についてもその可能性を検討する。

- [経済産業省]

- ① 海外事業活動基本調査、外資系企業動向調査（いずれも承認統計調査）
- ② エネルギー消費統計調査（承認統計調査）
- ③ 第3次産業活動指数（加工統計）
- ④ 産業連関表（延長表）（加工統計）

①については、今後の精度向上を確認し、基幹統計化を図る。

②については、経済産業省特定業種石油等消費統計（指定統計）等との関係整理を行った上で、基幹統計化する方向で検討を行う。その際、基幹統計の範囲をどのようにするか、併せて検討する。

③及び④については、1次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。

- [国土交通省]

- ① 宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査（いずれも、承認統計調査）
- ② 法人建物調査（承認統計調査）

①については、観光統計に関する都道府県統一基準の作成、外国人旅行者に関する実態把握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程で両調査の基幹統計化について検討する。

②については、密接な関係を有するため同時実施されて来ている法人土地基本統計（指定統計）と統合し、企業の不動産（土地、建物）ストックを把握する基幹統計として指定することを検討する。

➤ 現行の指定統計で基幹統計とすべきでない統計

- 基幹統計（調査）としては、指定を解除すべき統計

- [経済産業省、厚生労働省、国土交通省] 特定機械設備統計調査

- [経済産業省] 商工業実態基本調査

これらの統計調査は、いずれも休止状態（特定機械設備統計調査は平成6年1月に、商工業実態基本調査は平成10年6月にそれぞれ実施されて以降、休止状態）にあり、今後もその実施が見込めないことから、指定を解除すべきである。

- 今後、一般統計調査として実施することが適当な統計

- [経済産業省] 埋蔵鉱量統計（調査）

本調査は、昭和 25 年 8 月に指定統計として指定され、平成 16 年から 5 年周期の調査として実施されて来ているが、その重要性が低下して来ていることから、今後、基幹統計調査として実施する必要性に乏しく、一般統計調査として実施すべきである。

## 既存統計(調査)について基幹統計(調査)として実施する必要性

[現行の指定統計で基幹統計とすべき統計]

府省名	統計(調査)名	区分	統計法第2条第4項各号への該当性			基幹統計(調査)とすることの必要性(意義等)
			イ	ロ	ハ	
総務省	小売物価統計	指				商品の小売価格及びサービスの料金を明らかにする統計であり、国民の消費生活及び経済政策に関する重要な指標である消費者物価指数を作成する基本となる統計である。同指数は、国民年金法、都市再開発法施行令など各種法令に基づく利用、金融政策など行政上の施策への利用、地方公共団体における利用、実質化のためのデフレーターとしての利用及び国際比較のために利用されている。
	個人企業経済調査	指				我が国の事業所の約半数を占める個人経営の事業所の経営実態等を明らかにする統計であり、その結果は、中小企業の振興施策、国民経済計算の推計等に利用されている。
	科学技術研究調査	指				我が国の科学技術に関する研究活動の実態を明らかにする統計であり、その結果は、科学技術基本計画を始めとする科学技術振興に関する各種施策や科学技術白書等の作成、国民経済計算の推計に利用されているほか、科学技術研究活動の実態に関する国際比較の必要性からOECDへのデータ提供の役割も担っている。
	全国物価統計	指				国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービスの料金について、地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにする統計であり、国及び地方公共団体における行政施策への利用、価格統計の基礎資料としての利用のほか、学術研究機関や各種団体・民間企業においても利用されている。
	経済構造統計(経済センサス 基礎調査)	(指)				全ての産業分野の全ての事業所及び企業の経済活動の構造を全国的及び地域別に明らかにする統計であり、法令に基づく利用、国及び地方公共団体の行政施策への利用並びに他の統計の母集団情報としての利用が想定される。
財務省	法人企業統計	指				我が国における法人の企業活動の実態を四半期別、年次別に明らかにする統計であり、税収の見積りや国内経済分析のための基礎資料等として利用されるほか、国民経済計算における設備投資や在庫投資などの推計等のための基礎資料として利用されている。
厚生労働省	薬事工業生産動態統計調査	指				医薬品、医薬部外品、衛生材料及び医療機器に関する毎月の生産(輸入)及び出荷(輸出)を明らかにする、医薬品等に関する動態統計であり、「新医薬品産業ビジョン」などの医薬品等産業発展のための施策における基礎的な情報、市場の国際比較のためのデータとしても活用されとともに、医薬品・医療機器業界においても広く利用されている。
農林水産省	農林業センサス	指				我が国農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握する統計であり、他の農林業関係統計調査実施のための母集団情報の提供や、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料として広く利用されている。
	牛乳乳製品統計	指				生乳、牛乳及び乳製品の生産、出荷及び在庫等に関する実態を明らかにする統計であり、牛乳・乳製品の需給安定対策、製造コスト低減など、牛乳・乳製品に関する施策を推進するための基礎資料として広く利用されている。

農林水産省	作物統計	指			我が国の耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにする統計であり、各種法令に基づく施策を実施するための基礎資料として広く活用されているほか、産業連関表、国民経済計算の作成のための基礎資料としても広く利用されている。
	海面漁業生産統計	指			我が国の海面漁業の生産に関する実態を明らかにする統計であり、水産基本計画の自給率目標等、資源量の推定、国際協定等の交渉資料等に広く利用されている。
	漁業センサス	指			我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業をとりまく実態を総合的に把握する統計であり、他の水産関係統計調査実施のための母集団情報の提供や、水産行政の企画・立案・推進のための資料として広く利用されている。
	木材統計	指			素材生産及び木材製品の生産並びに出荷等に関する実態を明らかにする統計であり、鉱工業指数の作成資料や林業関係の各種計画の作成などの基礎資料として広く利用されている。
	農業経営統計	指			農業経営体の経営及び農畜産物の生産費の実態を明らかにする統計であり、水田・畑作経営所得安定対策の単価の算定、加工原料乳の生産者補給金単価の算定等に利用されているほか、産業連関表、国民経済計算の作成のための基礎資料としても広く利用されている。
経済産業省	工業統計調査	指			我が国の工業の実態を明らかにする基本的な統計であり、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料や、我が国の経済統計の中心的統計として、経済白書、中小企業白書などの経済分析及び各種の経済指標のデータとして広く利用されている。
	経済産業省生産動態統計	指			工業品及び鉱産物の品目ごとの生産、出荷、在庫等の動態を明らかにする統計であり、多方面で利用されている。本統計結果から景気指標である鉱工業指数を作成しており、同指数は、政府部内のみならず、営業活動や景況判断の指標として産業界など多方面で広く利用されている。
	商業統計	指			我が国の卸売・小売業の実態を明らかにする統計であり、中小商業施設を中心とする流通関連施策の立案、実施の基礎資料、県民所得の推計、産業構造分析等の基礎資料、各種統計調査への母集団情報の提供等として広く利用されている。
	ガス事業生産動態統計	指			ガス事業の生産の実態を明らかにする統計であり、天然ガスの導入促進施策、ガス需要のピークの負荷平準化、公正かつ適正なガス料金の設定等の基礎資料として利用されている。
	石油製品需給動態統計	指			我が国の石油製品の需給の実態を明らかにする統計であり、我が国における石油製品の需給計画の策定、安定供給の確保等の施策策定の基礎資料として利用されている。
	商業動態統計調査	指			全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動の動向を明らかにする統計であり、月例経済報告における個人消費動向基調判断資料や内閣府の景気動向指数に商業販売統計の「小売業販売額」及び「卸売業販売額」が採用されるなど、各種行政施策の基礎資料として利用されている。
特定サービス産業実態統計	指			サービス産業分野のうち、経済産業省が所管する特定の業種について、当該業種の事業活動の特性を明らかにする統計であり、サービス産業の振興施策や雇用施策の企画・立案のための基礎資料、産業連関表、国民経済計算の作成のための基礎資料として利用されている。	

経済産業省	経済産業省特定業種石油等消費統計	指			工業における石油等の消費の実態を明らかにする統計であり、石油等の消費に関する施策の立案・実施のための基礎資料として利用されている。
	経済産業省企業活動基本統計	指			我が国企業の事業活動について、企業の経営戦略や産業構造の変化の実態を明らかにする統計であり、産業政策の企画立案のために活用されるほか、地方公共団体、シンクタンク等においても広く利用されている。
国土交通省	港湾調査	指			港湾の利用等の実態を明らかにする統計であり、港湾物流施策、港湾整備事業等のインフラの事業計画作成等の基礎資料として活用されるほか、地方公共団体、シンクタンク等においても広く利用されている。
	造船造機統計	指			造船及び造機の生産等の実態を明らかにする統計であり、業界の動向把握分析、造船・船用工業事業者に対する各種施策を行うための基礎資料及び鋳工業指数を作成する際の基礎データとして活用されるほか、地方公共団体、シンクタンク等においても広く利用されている。
	建築着工統計	指			我が国の建築物の建設の着工動態を明らかにする統計であり、住宅政策の企画立案及び実施のための重要な基礎資料として利用されているほか、国民経済計算の作成のための基礎資料や政府月例経済等の景気動向を表わす統計として活用されている。
	鉄道車両等生産動態統計調査	指			鉄道車両及び同部品製造業、鉄道信号保安装置並びに索道搬器運行装置製造業の生産の動態を明らかにする統計であり、業界の動向把握分析、鉄道車両等工業事業者に対する各種施策を行うための基礎資料及び鋳工業指数を作成する際の基礎データとして活用されるほか、地方公共団体、シンクタンク等においても広く利用されている。
	建設工事統計	指			我が国の建設工事及び建設業の実態を明らかにする統計であり、建設行政施策の企画立案及び実施のための基礎資料、国民経済計算の作成のための基礎資料や政府月例経済等の景気動向を表わす統計として活用されているほか、企業、シンクタンク等においても広く利用されている。
	自動車輸送統計	指			自動車輸送の実態を明らかにする統計であり、各種インフラ整備に際しての需要予測の基礎データ、モーダルシフトの推進や総合交通体系構築のためのモード間分担率の算出等交通行政を遂行する際の基礎資料等として活用されるほか、地方公共団体、シンクタンク等においても広く利用されている。
	内航船舶輸送統計	指			内航に従事する船舶について、貨物輸送の実態を明らかにする統計であり、各種インフラ整備に際しての需要予測の基礎データ、モーダルシフトの推進や総合交通体系構築のためのモード間分担率の算出等に活用されるほか、地方公共団体、シンクタンク等においても広く利用されている。また、燃料消費量については、気候変動枠組条約(国際条約)に基づき、定期的に提出する温室効果ガス排出量の総量とその内訳の数値算出のための基礎データとして活用されている。
法人土地基本統計	指			法人が所有する土地の所有及び利用の状況を明らかにする統計であり、土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るための重要な基礎資料、国民経済計算における民間非営利団体の土地資産評価の推計に利用されるほか、民間においても企業の経営計画等を作成するための参考資料として等、広く利用されている。	

## 【新たに基幹統計とすべき統計】

府省名	統計(調査)名	区分	統計法第2条第4項各号への該当性			基幹統計(調査)とすることの必要性(意義等)
			イ	ロ	ハ	
総務省等10府省庁	産業連関表(基本表)	加				我が国の経済構造を明らかにする基礎統計として、また、生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。
財務省	貿易統計	業				条約及び関税法に基づき作成されている業務統計であり、貿易の実態を把握し、各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料として利用されている。
経済産業省	鉱工業指数	加				我が国の鉱工業の生産・出荷・在庫に係る諸活動を表す重要な指数であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向・設備投資分析等に広く利用されている。 なお、基幹統計として指数系列のどの範囲とするかについては、別途検討する必要がある。

## 【将来、基幹統計に指定することを検討すべき統計】

府省名	統計(調査)名	区分	統計法第2条第4項各号への該当性			基幹統計(調査)とすることの必要性(意義等)
			イ	ロ	ハ	
総務省	サービス産業動向調査	承				サービス産業の拡大に伴い、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで明らかにする統計(調査)であり、今後、QE(GDPの四半期別速報)を始めとする各種経済指標の精度向上に資するとともに、各種行政施策等の基礎資料としての利用、民間における市場動向の把握を通じた経営戦略等への活用等が想定される。
	通信産業基本調査	承				通信産業における企業活動の実態及び動向を把握し、通信産業に関する諸施策の企画・推進のための基礎資料を得ることを目的とした統計(調査)であり、各事業における施設の整備、事業促進のための金融及び税制支援の創設・継続・拡充等のための基礎データとして利用されている。 今後、企業活動に係る包括的な基幹統計「企業活動基本統計(仮称)」の下に、情報通信分野の全容を把握する調査として再編することが期待される。
	放送番組制作実態調査	承				通信産業分野における放送番組制作の事業活動の実態を把握することにより、今後の通信産業政策の企画・立案に資することを目的とした統計(調査)であり、放送番組制作者への税制支援措置等の基礎資料などに利用されている。 今後、企業活動に係る包括的な基幹統計「企業活動基本統計(仮称)」の下に、情報通信分野の全容を把握する調査として再編することが期待される。
農林水産省	食料品生産実態調査	承				食料品の生産実態を把握し、食料の安定供給の確保に関する施策及び食品産業の健全な発展に必要な基礎資料を得ることを目的とした統計(調査)であり、「食料品の安全供給の確保」に関する各種施策の策定等の基礎資料などに利用されている。 今後、府省横断的な生産動態に関する基幹統計の下に、各府省ごとの生産動態統計調査として再編・整理されることが期待される。
	油糧生産実績調査	承				植物油脂等の生産状況及び植物油脂製造業の実態を把握し、行政施策の基礎資料とすることを目的とした統計(調査)であり、製油産業の経営状況の把握や助言、指導、関税交渉等貿易関係における活用、鉱工業生産指数作成の基礎資料等として利用されている。 今後、府省横断的な生産動態に関する基幹統計の下に、各府省ごとの生産動態統計調査として再編・整理されることが期待される。

農林水産省	米麦加工食品生産動態等統計調査	承			米又は麦を原材料とする米麦加工食品を製造する米麦加工食品製造業の毎月の生産量と工場の実態について把握し、食糧行政に必要な基礎資料を得ることを目的とした統計(調査)であり、同業に対する各種支援策の推進、米麦加工食品の貿易・関税制度の企画、鉱工業生産指数や食料需給表作成の基礎資料等として利用されている。 今後、府省横断的な生産動態に関する基幹統計の下に、各府省ごとの生産動態統計調査として再編・整理されることが期待される。
経済産業省	海外事業活動基本調査	承			我が国企業の海外事業活動の現状と海外事業活動が現地及び我が国に与える影響を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の推進に資するための基礎資料を得ることを目的とした統計(調査)であり、我が国企業のグローバルな国際事業展開を支援するための施策立案の基礎資料として利用されており、今後、精度の向上を図ることにより、基幹統計化されることが期待される。
	外資系企業動向調査	承			我が国における外資系企業の経営動向の実態を把握することにより、対日投資の促進施策等今後の産業政策及び通商政策の推進に資するための基礎資料を得ることを目的とした統計(調査)であり、対日投資の現状分析、効果測定等の基礎資料として利用されており、今後、精度の向上を図ることにより、基幹統計化されることが期待される。
	エネルギー消費統計調査	承			我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案に資することを目的とした統計(調査)であり、今後、経済産業省特定業種石油等消費統計(指定統計)等との関係整理を行った上で、基幹統計化されることが期待される。
	第3次産業活動指数	加			第3次産業に属する業種の生産活動を総合的に捉えることを目的とした指数であり、全産業活動指数、全産業供給指数の作成に使われているほか、月例経済報告、産業活動分析等で利用されており、一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上を図った上で、基幹統計化されることが期待される。
	産業連関表(延長表)	加			可能な限り最新時点の産業構造を反映させた表を作成することで、直近の産業構造を踏まえた分析の用に供することを目的として作成されており、その結果として、産業連関表(基本表)を補完する役割をも果たしている。 今後、一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上を図った上で、基幹統計化されることが期待される。
国土交通省	宿泊旅行統計調査	承			我が国における宿泊旅行の実態を把握し、国及び地方公共団体における観光産業振興施策の企画・立案、観光施策の実施効果の計測等観光行政の基礎資料とすることを目的とした統計(調査)であり、今後、観光統計を作成する基本的な統計(調査)となることが想定される。
	旅行・観光消費動向調査	承			旅行・観光における消費実態を明らかにし、旅行・観光施策の基礎資料として活用することを目的とした統計(調査)であり、今後、観光統計を作成する基本的な統計(調査)となることが想定される。
	法人建物調査	承			法人土地基本調査(指定統計)に附帯して、法人の建物の現況に関する事項を調査し、土地と建物を一体として把握することにより、土地政策の推進に資するための基礎資料を得ることを目的とした統計(調査)であり、今後、法人土地基本統計と統合し、企業の不動産(土地、建物)ストックを把握する基幹統計調査とすることが期待される。

(注)1 本表は、関係府省の協力を得て、第2WG事務局が作成したものである。

2 「区分」欄は、「指」:指定統計、「承」:承認統計、「加」:加工統計、「業」:業務統計を示す。

3 統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項各号は以下のとおりである。

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計